

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のシンボルマークの取扱いにおける営利目的についての考え方

次に掲げる場合にあっては、期限を定め、シンボルマークの使用を認めることとする。

(シンボルマークは、マークを商品化する等の営利を目的に使用出来ないことと規定。

(『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』のシンボルマーク使用取扱要領」第2条))

1) 商品パッケージ等へシンボルマークの使用を認める場合

シンボルマークが商品の主体となっていないこと及び応援メッセージが添えられていること並びにパッケージへの掲載のほかに「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた支援を行っている場合は、営利目的ではないと判断することとし、商品の包装部分(パッケージ)への掲載を可能とする。具体的な考え方は、次のとおり。

パッケージ掲載のための要件

A)「シンボルマークが商品の主体となっていないこと」とは、次のことであること。

- ・商品デザイン(パッケージ含む)の主体がシンボルマークとなっていないこと
- ・商品本体へシンボルマークが記載されていないこと

B) 掲載デザインについて

- ・県で規定するデザインを使用することを基本とし、シンボルマークと応援メッセージを組み合わせたデザインであることが必要。(商品サイズの都合上変更が必要な場合は、県が適当と認めるサイズへ変更可能)
- ・掲載サイズは、パッケージ1面につき1/10以下の面積とし、一つの商品につき1面のみに記載を許可するものとする。

C)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた支援を行っていること”の具体例

- ・ポスター掲示や卓上のぼりの設置
- ・主催する講演会等での講演テーマとして「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を採用
- ・各種大会やイベントでのパンフレット等の配布やPRの実施 など

D) 使用責任について

- ・シンボルマークを使用するものは、シンボルマークを使用した商品・広告等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負わなければならない。
- ・使用者が、シンボルマーク等の使用に際して、故意または過失により県及び関係区市町及び構成資産所有者に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

パッケージへの使用を不可とする場合(例示)

使用不可の例：お菓子パッケージ一面へのシンボルマーク使用

Tシャツ等商品本体へのシンボルマーク使用

ストラップのマスコットに使用

など

2) 期間の設定

- ・期間 平成30年12月まで
- ・期限到来時に、延長を含め、再度検討を行う。

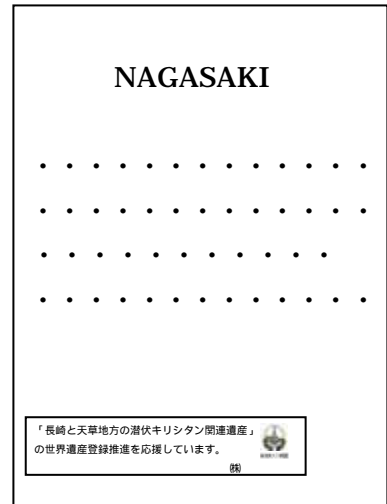
パッケージ掲載の例示(使用可否について)

使用可能な場合

商品パッケージへの記載



雑誌(表紙)への記載



使用不可の場合

シンボルマークが主体となっている例





商品本体へ利用




パッケージ掲載における規定デザイン

デザイン1 (会社名の記載有り)


<p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 の世界遺産登録推進を応援しています。</p>	 <p>(株)世界遺産登録</p>
---	--

<p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 の世界遺産登録推進を応援しています。</p>	 <p>(株)世界遺産登録</p>
---	--

<p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 の世界遺産登録推進を応援しています。</p>	 <p>(株)世界遺産登録</p>
---	--

サイズはイメージ

デザイン2 (会社名の記載無し)

<p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 の世界遺産登録推進を応援しています。</p>	
---	---

サイズはイメージ

A4(297mm×210mm)の 1/10 を満たす 29.7mm×210mm を基準サイズとし、商品サイズの 1/10 を満たすよう A3、A5、A6 及び B3～B5 サイズの 1/10 のサイズを作成ください。(イラストレーターで作成)